

○議事日程 (平成二十四年九月二十一日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 認定第二号 平成二十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第四 認定第三号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第五 認定第四号 平成二十三年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第六 認定第五号 平成二十三年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第七 認定第六号 平成二十三年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 認定第七号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 認定第八号 平成二十三年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 認定第九号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 認定第十号 平成二十三年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十二 認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医

療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第十三 議案第七十四号 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第十四 議案第七十五号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第十五 議案第七十六号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第十六 議案第七十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算
- 日程第十七 議案第七十八号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計補正予算
- 日程第十八 議案第七十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算
- 日程第十九 議案第八十号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第二十 発議第二号 原子力発電所再稼働に関して国のエネルギー政策の見直しを求める意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫

○出席議員

- 一番 岩永義仁
 二番 長澤龍夫
 三番 大橋三男

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	副町長	教育長	総務部長兼 総務課長	総務部参事兼 総務部企画政策課長	総務部税務課長	住民福祉部 住民福祉課長	住民福祉部 住民福祉課長	健康福祉課長
大橋孝	西脇正博	野村浩太郎	安藤淳一	問山孝通	田中信行	伊藤公一	松永博孝	

○欠席議員

十一番	十三番	十二番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番
中村辰夫	水谷久美子	岩瀬進	皆川雅子	松永民夫	田中敏弘	野村永一	早崎百合子	吉田太郎	三田正敏

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部 生活環境課長	産業建設部長	産業建設部長	農林振興課長	産業建設部長	商工観光課長	産業建設部長	建設課長	水道建設部長	会計管理者兼 会計課長	教育委員会事務局 スポーツ振興課長	教育委員会 教育総務課長	教育委員会 生涯学習課長	消防長
高木久之	柏渕裕昭	川地豊己	加藤敏博	伊藤博文	西脇和信	伊藤幸	香川満	佐藤昌子	藤田実芳	小林恒夫			

○議長（松永民夫君）

（開議時間 午前九時三十分）

おはようございます。

平成二十四年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただき、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願います。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告します。

十一番 中村辰夫君より、検査入院のため欠席の通告がありました。

ただいまから平成二十四年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第百二十条の規定によって、八番 田中敏弘君、十番 皆川雅子君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、認定第二号 平成二十三

年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十二、認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題として上程いたします。

この十議案は、決算特別委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 水谷久美子君。

○決算特別委員長（水谷久美子君） おはようございます。

それでは、ただいまより決算特別委員会の報告をいたします。去る九月十一日、十二日の両日において決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十三年度一般会計及び九件の特別会計の歳入歳出決算認定について審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第九十八条第一項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかなどを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、町税は滞納繰越額が依然として増加傾向にあり、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料などの不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性などの確認審査を主な観点

といたしました。

最初に、認定第二号 平成二十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、町税など滞納繰越分の調定額が、当初予算額に比べ十倍の金額であることについての問いに対しては、滞納繰越分は予算を作成する四月から十一月までの収入額と、前年度一年間の収入額などを勘案して見積もっているため、金額の差が大きくなることがあるという回答でありました。

二、交通安全対策費の流用先の科目に生じた不用額についての問いに対しては、交通安全対策費の中に二事業があり、それぞれについて予算におさまるように会計処理をしたため、全体では流用しながら、それに相当する額の不用額が発生した。不適切な処理であったため、今後このようなことがないよう十分注意していくという回答でありました。

三、町民税などを五年未満で不納欠損した理由と、時効中断により時効が延長になっている者のその後の滞納処分の方針についての問いに対しては、五年未満で不納欠損した理由としては、財産がない場合、または住所がない場合などは滞納処分の執行停止ができ、執行停止が三年間継続した場合は不納欠損の対象になるため、分割納付の誓約書を書いてもらうことにより時効が中断するので、再度、誓約書を書いてもらうようにしているという回答でありました。

四、経営を存続しているにもかかわらず、法人町民税が不納欠損になる理由と、徴収の取り組みについての問いに対しては、会社の事情や休眠などのいろいろな理由により時効が成立してしまっただけで、法人町民税の滞納処分は十分であったとは言えないため、今後は適切に対応していくという回答でありました。

五、高度処理型合併浄化槽の推進、コミュニティプラントの起債とその返済額、また下水道の方向性についての問いに対しては、高度処理型合併浄化槽は、大坪台団地の五十戸が国・県の補助金申請を認められたため、他の団地でも個別浄化槽への切りかえは可能だと考える。また、環境管理技術センターの転換助成金も創設されたため、さらなる普及を推進していく。

コミュニティプラント建設は、四億六千五百万円起債し、二十三年度の返済額は元利合わせて二千六十万円、ピークは一年後の四千二百万円になり、平成三十五年に返済が終わる。下水道の中部処理区は今後も継続していくが、それ以外の区域は計画変更も視野に入れ、可能な限り高度処理型合併浄化槽を進めていくという回答でありました。

六、備品の購入管理費に対する経費削減の考え方についての問いに対しては、備品を購入する際は、市場価格を検討してできるだけ安くするようにしていく。消防車を含め約百台ある公用車は一括管理と各部署管理に分かれているため、現在は個々にオイル交換をしているが、今後はまとめてできる方法を検討していく。観葉植物のリース料が年八十万円かかっているが、今後は町内業者と交渉するなど、経費を抑えられる方法を検討していくという回答でありました。

七、町有財産の有効活用についての問いに対しては、石畑八千代台の教職員住宅は集会所などとして活用するのか、または更地にして売却するのかを、地区の意見を聞きながら考えていく。公有財産、普通財産とも現状の把握が不十分であるので、まずは現況を調査し、財産の把握をした後、適切な処分を進めていくという回答でありました。

八、新学習指導要領本格実施の現状についての問いに対しては、

小学校では昨年度、中学校では今年度から新学習指導要領の本格的な実施が始まった。また、岐阜県型少人数指導として習熟度別少人数学級を実施するなど、昨年度は指導方針の見直しを行った。児童・生徒の学習に取り組む姿勢もよくなり、各教師の目的がわかる授業計画による成果と捉えている。来年度は全国学力状況調査が悉皆方式であり、その結果も踏まえながら進めていくという回答でありました。

九、農業者戸別所得補償制度の現状の評価についての問いに対しては、町では、現在、人・農地プランの策定に取り組んでおり、地域での説明会を四月から開催している。その中で、農業者戸別所得補償制度については賛否両論の意見を聞くが、国の施策として、担い手の経営効率のよい方法であるため、町としても進めていくという回答でありました。

十、畜産業費の繰出金についての問いに対しては、食肉事業センターへの繰出金は、二十二年度まで衛生費の塵芥処理費から支出していたが、科目の見直しにより二十三年度から農林水産業費の畜産業費に変更になった。繰出金の額については、浄化槽の大規模な修繕工事を行ったため、その分が二十三年度よりふえていくという回答でありました。

十一、土木費で一千四百五十一万円を補正で減額しながら、三千八百八十六万円の不用額がある理由についての問いに対しては、社会資本整備事業の国庫補助金が当初予定していた額より少なくなったためであるが、美濃高田駅東工事と東部中国道取りつけ工事が年度末まで延びたために補正対応ができなかった。不用額が大きいの、震災の影響により補助金が大きく減額されたためであるが、工事関係の不用額については、確定時点で補正するよう特に注意していくという回答でありました。

十二、軽自動車税の約百万円の不納欠損額についての問いに対しては、車を譲ったのに名義変更をしていない、離婚により車を持つていかれ、わからなくなっている、相続時に車の存在を知らなかったなどの理由により廃車の手続をしていないことなどが考えられる。不納欠損額については、二十二年度と同程度になっているという回答でありました。

十三、障害児保育事業での保育士採用についての問いに対しては、保育士の新規採用について、町単独事業として私立保育園において募集をしたが、条件面で折り合いがつかず、採用までには至らなかった。現在の状況としては、障害児を含めた保育士の人員基準は満たしているという回答でありました。

十四、区長手当交付金の不用額と区域の見直しについての問いに対しては、二十二年度の九千八百四十世帯から二十三年度の九千五百世帯に減ったため、二百二十万円が不用額となった。区の世帯数が数十世帯から数百世帯まで開きがあるため、地区で話し合っただけで負担になるのが望ましい。自治町民会議という新しいあり方の提案があるので、その中で議論してもらいたいという回答でありました。

そのほか、一般会計全体の中で歳出の支出額がゼロ円である。いわゆる頭出しと思われるものでありながら、予算額が数百万円のものもいくつかあり、その中には、他の事業へ数十万円流用しているケースもありました。補正をすることが前提の場合は、頭出しの金額を少なくするように統一することも必要ではとの意見も出ました。今後の予算編成の際には、しっかりと精査をされるよう要望いたします。

次いで、特別会計について御報告をいたします。

認定第三号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、収納率についての問いに対しては、全体では昨年度に比べ〇・九四％増の六五・一八％、うち現年度分が一・二四％増の九・六八％、滞納繰越分が一・一七％増の一四・八九％であった。

二、繰越金二億二千万円から基金へ繰り入れる考えについての問いに対しては、保険給付費として毎月二億円が支払いに必要であるが、年度初めは国民健康保険税による収入がないため、全額を翌年度繰越金として事業運営したい。昨年度は繰越金の額が少なかったため、支払いのために借り入れをしている。また、今年度は国の補助金が社会保障と税の一体改革で不透明であることも懸念しているという回答でありました。

次いで、認定第四号 平成二十三年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第五号 平成二十三年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、使用料を上げる考えについての問いに対しては、屠畜頭数が年々減少傾向にあり、過去五年間で歳入の使用料は三五％減っているが、歳出は一〇％しか減っていない。使用料の減少分は一般会計から繰り出している。使用料は近隣八施設の中でも高い方であるため、まず経費を見直し、縮減を図っているとところであるが、どうしても健全運営ができなければ値上げも考えなければならぬという回答でありました。

二、施設の老朽化についての問いに対しては、現在、県下の屠畜場三方所を統合して新基幹市場をつくる促進協議会を発足しているが、建設費、場所、利用者の問題でなかなか前へ進んでいないのが状況である。今後は、町単独で続けることは難しいと考えるので、県下でまとまってやっていくことを目指していきたいと

いう回答でありました。

三、稼働率を上げる方策についての問いに対しては、本町には二つの組合があるが、片方の組合しか利用しておらず、もう片方の組合は他県の屠畜場を利用している。当町の食肉事業センターを利用してもらうため、組合の中で話し合いをしてもらえるよう働きかけていくという回答でありました。

次いで、認定第六号 平成二十三年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、今後九年年間で収入未済額をなくしていく方向づけについての問いに対しては、滞納者へは毎年六月に文書で通知している。また、現年度の滞納の方には文書と電話により納付のお願いをしている。国土交通省の管轄として徴収の研修会があるため、担当者に行かせ、今後には生かしていきたい。県で四分の三を補助する制度があり、二件依頼しているが、予算がつかないためストップしているという回答でありました。

次いで、認定第七号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、汚水ます設置から三年経過の水洗化率と啓発についての問いに対しては、二十四年七月末現在で二千四百九十八戸で六〇・五〇％。人口に対する普及率は六四・四九％、三年たっても設置していない件数は八百三十五件。啓発は、三年経過した家に毎年六月に文書で通知しているという回答でありました。

二、三年未満に面整備をした中のます設置数と加入率についての問いに対しては、三年未満に設置した件数は百三十六件あり、うち加入者数が二十三件で一六・九一％という回答でありました。

三、不納欠損額が昨年度の二倍についての問いに対しては、八

月に未納通知と催告書を出したが、半分しか来庁していない。再度、戸別訪問か強い文言の文書で対応をしていくという回答でありました。

そのほか、文書による通知と電話連絡ではなく、本人の家に訪問して制度の説明をし、納得した上で納めてもらえるように努めることが本来ではないかとの意見も出ました。

次いで、認定第八号 平成二十三年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次いで、認定第九号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

介護施設による保険料への影響についての問いに対しては、介護施設ができる保険料にも影響するが、第五期養老町介護保険計画では、それらの給付費の増加を見込んだ保険料設定にしているという回答でありました。

次いで、認定第十号 平成二十三年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次いで、認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、特別徴収と普通徴収の割合についての問いに対しては、特別徴収と普通徴収、そして併徴収があり、それぞれ三千二百二十人（七五・四％）、八百九人（一九・六％）、二百八人（五・〇％）であるという回答でありました。

以上、審査に付された合計十件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり認

定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

本案については、総括質疑が終了しており、また決算特別委員会において十一名の委員により質疑等が完了しているため、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、質疑及び討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

これにより、順次採決を行います。

最初に日程第三、認定第二号 平成二十三年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第四、認定第三号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に日程第五、認定第四号 平成二十三年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第六、認定第五号 平成二十三年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に日程第七、認定第六号 平成二十三年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第八、認定第七号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第九、認定第八号 平成二十三年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第十、認定第九号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第十一、認定第十号 平成二十三年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第十二、認定第十一号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に日程第十三、議案第七十四号から日程第十九、議案第八十号までの七議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐次上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第十三、議案第七十四号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十四、議案第七十五号 養老町

税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十五、議案第七十六号 養老町

火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 電気自動車のインフラ整備に伴い、急速充電設備をするというようなことで規制がかかるわけですから、

ども、養南自動車に既にこの設備を備えているというふうなことを聞き及んでおりますが、町内ではどういう動きがあるのか、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） 水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

電気自動車の充電設備に関して、養老町には養南自動車1件、月で4件から5件の利用があるということです。なお、西濃地区において4件の設置がされております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） これまでは規制がかからなかったわけ

で、急速充電設備第十一条の二項では、一から十四の二項までこういうふうな規制がかかるということですが、これらの一つ一つは大切なことでしょうかけれども、この規制によって要望がどうなっていくのかというふうな心配があるわけですが、この十一条の二項、一つずつについて説明をいただくのもあれですが、この第十一条二項を履行するためにどれくらいの予算が必要なのか、もしわかれば概算でも結構ですので、お教えください。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、自席で答弁。

○消防長（小林恒夫君） ただいま水谷議員の御質問に関してです

けれども、現在、養南自動車さんについては県の補助金において採用しておりますので、現在、どれくらいかかるかというのはまだ精査しておりませんので、お答えは後日させていただきます。

○十三番（水谷久美子君） 了解しました。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今のお話で、県の補助制度があるというふうな感じですが、総量規制といったものは希望者がどれだけでもやれるということでもないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） 田中議員の質問に対してお答えさせていただきます。

この問題に関しては、誰でもできるという部分はありませんけれども、一事業、収入の施設に対して一つしかできませんので、

その旨御理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ただいまいろいろ御説明を受けましたが、これからはやっぱり電気自動車というのは個々で電気を蓄電するという格好になるとは聞いておりますが、現在の私たちのような起電の業者に対しての説明とか、こういう法ができましたよというような対応は、どのようにしていただけますでしょうか。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） ただいま早崎議員の質問に対してお答えさせていただきたいんですけども、私どもちよつとそこら辺まではわかっておりません。後日、御返答させていただきます。よろしく願います。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） この電気自動車ですが、今後家庭でも充電できるようにしていく、小型化されていくと思うんですけども、今回のこの条例に関しては、そういう一般家庭で利用可能になった状態でも適用されると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（松永民夫君） 小林消防長、答弁。

○消防長（小林恒夫君） ただいまの岩永議員にお答えさせていただきます。

一般家庭でも、十分その部分については設置できます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 日程第十六、議案第七十七号 平成二十四

年度養老町一般会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 三点についてお伺いいたします。

十二ページの款四衛生費でございますが、保健衛生費、予防費の中で予防接種事業がございます。その予防される予定の人数、それからどのぐらいの年齢の方が受けられるものか。それから、副作用がよく言われますが、この副作用に対する対応はどのようにされているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから十五ページの款十教育費、項五の社会教育費でございますが、国際学習館費の二百三十万、太鼓運搬費と聞いておりますが、何名ほどの分の太鼓なのでしょう。それから、何日間下

イツへ行かれ、また何回出演されるのか。それから、その中の義務教育課程、あるいは高校生の学生は何名行かれるのかという点についてお聞きしたいと思います。

それからページ十五、款十教育費、項六の保健体育費でございますが、町民プールがよいよ工事にかかるということで、屋根改修費が出ておりますが、前もって設計図を私ども説明は受けました。そのとおりにやられるのか。先般のプールの件に関しましても、変更したとかしらないとかという問題で相当議論が交わされましたので、設計図そのままでいられるのか。あるいは、いよいよ工事にかかり、その一部でも変更があつたのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 皆川議員の御質問にお答えいたします。

今回のポリオ予防接種は、これまでのポリオウイルスの病原性を弱めてつくった生ワクチンから、ポリオウイルスを不活化し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出して病原性をなくし、関連麻痺のおそれのないワクチンに切りかえるものであります。

ポリオ予防接種対象者は、満三カ月から九十カ月までであり、接種率九〇％で、延べ千二百二十九人。これまでの三種混合にポリオが加わった四種混合として、延べ二百九十七人を予定しております。

対象者への通知は、生後三カ月から十二カ月までが標準的な接種期間とされていることから、一歳以下に對し行っております。

予防接種における副反応につきましては、接種部位の赤みや腫れで、そのほか発熱が報告されています。多くの場合、注射部位の赤みや腫れは三日から四日で消失し、発熱は一日から二日で下

がりますが、一週間は副反応の出現に注意することが必要であります。

副反応による健康被害に対する対応は、予防接種法第十一条に予防接種による健康被害の救済措置として、予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、市町村長は給付を行うことが規定されております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 藤田生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（藤田実芳君） ただいまの皆川議員さんの質問にお答えします。

派遣期間としましては、来月、十月十七日から二十五日までであります。

象鼻山太鼓の行かれる方は九名、うち高校生の女性の方が一名。公演につきましては三回行う予定であります。この参加につきましては、昼・夜を一回と考えておるところもありますので、その辺も御理解願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） ただいまの皆川議員さんの御質問にお答えいたします。

町民プールの工事概要でございますが、今まで議員の皆様方に御説明してありました工事内容とほぼ同じでございます。屋根の撤去・新設、天井の新設、空調設備の改修、ろ過機・貯塔通気管改修、それから自火報感知器撤去・新設、証明器具の撤去・新設、外壁タイル等の佐官補修、屋内塗装塗りかえ、それからスピーカーの撤去・新設、排煙窓修繕、外部柱塗装塗りかえ、ビニールカーゴディオーカーテンの新設、屋根鉄骨溶融亜鉛メッキでございますが、屋根の材質でございますけれど、当初ステンレスというのを考えておりましたが、もう少し安い、耐久性はほぼ同じでご

ございますが、フッ素ガルバニウム鋼板というものにかえさせていただきますまして、この鋼板につきましては再塗装の目安が二十五年となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 最初の衛生費、予防接種の件なんですけれども、今、副作用があるというお話がございました。その副作用に対して、医師はどのような説明をされるのか、本当に気になる場所でございますが、一週間ほど副作用が出るということでございますので、最終のもし何かあったときには、首長が判断するというところでございますが、やはりこれは子供の体質によっていろいろと違うとは思いますが、何せ一歳未満でございますので、やっぱり子供が病気になれば親も一緒に病気になるとい感じの手当てをしていかなきゃいけないと思えますが、その辺の周知徹底ですね、予防に対する。それをどのようにされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから二番目の国際学習会館費でございますが、十七日出発されまして、二十五日にお帰りになるとい、八日間の行程でございますが、その中で三日間公演すると。太鼓の運送費が二百三十万かかっていくということでございます。

中を見えますと、往復二日間かかって、中六日間あるわけです。その六日間の中で三回出るということでございますが、その後は太鼓の皆さんはどのような行動をされるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、次の保健体育費、プールにつきましては、ステンレスから、ちよつと聞き取れなかったんですが、変更があったというところでございますが、この変更理由ですね。あったかどうか、

ちよつとはつきり聞き取れなかったものですから、なぜ変更されたのかお聞きしたいと思います。

以上三点、お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 皆川議員の質問にお答えします。

予防接種を正しく受けていただくために、母子手帳交付時に予防接種手帳を配付し、接種前後の注意事項を促すことや、予診票及び医師の判断により接種の可否を決定しております。

○議長（松永民夫君） 藤田生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（藤田実芳君） 先ほど皆川議員さん言われましたように、六日間あるということですが、十七日に出発して、十八日は太鼓の調整をさせていただきます。それは調整だけでは終わりませんので、実際には特殊な箱をもって輸送していただきますので、まずそこから出してということになりますので、それが大体半日以上かかるということになります。そして、一応二十三日まであるんですけど、二十四日はもう帰ってくる日のことになりますので、二十三日の午後からはまた太鼓の箱の詰め込みを行います。

実際には五日間ですけど、ドイツの日曜日が百貨店等はお休みということ、日曜日は開催されないということでもありますので、実質的には四日間の三回ということになります。

そのほかのことではどういうことをやっているかといいますと、ホームステイ先と交流していただくのが丸々一日ございますし、またお互いにドイツ料理の勉強をするということで、一日組んでいただくように予定しております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 答え
いたします。

当初、ステンレスというふうを考えておりましたが、屋根の面積が一千九百六十九平米でございまして、およそ、新しく使う素材につきましてはフッ素ガルバリウム鋼板、平米当たり一万二千円でございます。ステンレスの場合、これより約一万円ぐらい高いと、平米当たりです。ですので、安価で軽量であるこの鋼板に切りかえたものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） この材料の、今ステンレスから変更になったということございまして、一万円ぐらい違うということで、先回の屋根の場合も塗装したかどうかといういろんな問題も出ておりましたので、こういった場合、ステンレスから変更したと。じゃあ耐久年数に関しては何ら変わりはないんでしょうか。それをしつかりお聞きしておきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 香川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長（香川 満君） 専門家のお話ですと、このフッ素ガルバリウム鋼板というのは、屋根の素材としては最も優秀であるというふうにお聞きしておりますので、先ほどもお話しましたように、再塗装には二十五年ぐらいでまたやり直さないかんということです、耐用年数も高いということ採用してもいいんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 関連のような形でお聞きします。

十五番の、先ほどありましたように、国際学習会館の日独交流事業でございます。国際学習会館の象鼻山太鼓をもって日独交流事業を実施すると。これについては、私はいささかも質問はないわけですが、養老町と今日まで、私も平成三年のときに養老町とバットゾーデン市が体育文化を交流しながら親善を深めていくという姉妹都市提携の調印式に参加した一人ですが、そういう中で、非常に向こうのガル市長から、私どもの町のつくり方と、養老町とは違うけれども、お互いに参考になることを学び合おうということの一つの意思表示を私はいただいたと思います。

そのとき、向こうから見せていただきましたいろんな状況の中で、特に環境については、私も町長さんにも御説明を少ししたわけですが、分別回収が平成三年、二十一年前に進んでおるわけです。よりどり分別し、それをおのおの名前を書いて料金を払って分別回収しているということを目の当たりにいたしました。養老町へ帰りまして、時の町長は西濃一丸になってその分別回収に立ち向かったわけですが、それも一つの国際交流で一番いいところでございます。

今度の日独交流事業で、ただ象鼻山太鼓を持っていったただけではなくして、どういう目的を持ち、またいろんな中での交流を進めていくのか。こういう中の決意が私は町長にあると存じます。

新しく、二十五年たったこれからの交流に対して、町長がこういう形で養老町の象鼻山太鼓を持っていく、それと同時にどういう決意を向こうの市民に植えつけてくるのか、それをちよっとお伺いしたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩瀬議員の質問にお答えをさせていただきます。

国際交流事業というのは、言うまでもなく、違う国、よその国のシステム等を学んでくると。そして、いいところはいいとして、行政に生かしていきたいということでございます。

まず象鼻山太鼓を今回派遣するということは、十周年という記念の年でもありますし、スポーツ交流では二十五年という記念の年であるということと、それからいつもドイツからお見えになるときに、さよならパーティー等で象鼻山太鼓を演奏するわけでありませぬけれども、大変感激をされております。この感激されるといふことをもう一度ドイツのほうへお持ちして、たくさんの人に聞いていただきたいということでございます。

ということ、ちよつと場所は余り聞いていませんけど、私は決められた方に演奏するのではなく、一般の市民の方が出入りされるところで演奏をさせていただきたいということで、スーパールとかデパートというところをお願いしてございます。何百人、何千人という方と交流をさせていただけるんじゃないかということと、それから実際にたたいていただくような形での趣向も考えていただくように頼んでおります。

それと、今回私も同行させていただくわけでございますけれども、事前に向こうでの希望ということで、七項目ほど提出をさせていただいております。

内容としては、一つは福祉行政の仕組みということで、ヨーロッパは比較的福祉の先進国であるということで、現実に介護老人ホーム等のところがあれば、御案内をいただきたいということでございます。

それから二つ目はクラインガルテン、これは議会の中でも御質

問もありましたし、私の公約の中にも入っている事柄でございます。現実にどういった形で開園されて、市民の方がどういった形で使ってみえるのか、その辺のところもしっかりと勉強していきたいなというふうに思っております。

それから、ドイツは森の中を歩くということが非常に盛んなところだと聞いておりますし、森の整備もされているということと、その中で、市民と森とのかかわり、そういったようなもの、養老町もこれだけの自然かございます。養老の公園付近のみならず、養老にはたくさん森というものがあるわけでございますので、そういったことの市民と森とのかかわりのようなところも見てきたいなというふうに思っておりますし、比較的地理的にもパッドゾーデンと養老町とは似ているというふうに聞いております。また、大都市フランクフルトから二十分ほどの距離にあるということ。私どもの町も名古屋という大きな中京圏の中の近いところでございます。そういった同じようなところがどういったまちづくりをしてきたかということの参考にもさせていただきたいということ、かなり強行日程ですよということのようなことは言われておりますけれども、こういった機会でございますし、またヨーロッパ等の先進的な部分を取り入れていく一つききかけになればというふうな思っております。どうか御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 一点だけ質疑させていただきます。

款八土木費、五項の住宅費、一目の住宅改良費ですけれども、補正額の財源内訳、その他が三百四十二万六千円、これは諸収入

の雑入から損害共済金というものを充てられるというふうに思うんですけれども、一般財源が千円ということですが、具体的にこの損害共済金の内容などについて説明を受けたいと思います。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

まずこの火災保険の事例でございますが、二十四年、ことしの四月二十二日に改良住宅におきまして火災、一応爆発事故がございましたので、その改良住宅の火災保険の適用の費用ということになります。

一応火災保険適用ということで、まず工事を行いまして、その工事を保険で申請して対応するという形で、今回は爆発火災によるもとどおりの改修費を修理工事として出しておりますので、その費用の精算額を保険会社に全額補償していただくという形になると思います。

その全額か、例えばそのうちの九〇何%かというのは、これから細部は詰めることとなりますが、今までの事例でいくと、工事費について全額補償されているということで、今回保険がまず入ってくるということで、歳入のほうで上げさせていただいて、歳出のほうは工事費、かかった費用、原形復旧の費用ということで全額補償されるということで、御理解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの御答弁ですと、全額補償ということなら、一般財源の千円というのは計上すべきではないのではないですか。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、今までの事例でそういうことになると思いますが、これからの工事の内容が保険会社がある程度認めてくれるというか、そういうような内容にはなっておりますが、場合によっては全額、先ほども言いましたが九〇何%の場合もございますので、そういうような予防措置といえますか、そういうことも含めて千円だけ上げさせていただく格好になっております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 二点についてお聞きします。

土木費の道路橋梁新設改良費で、スマートインターチェンジの建設促進事業として四百五十九万九千円上がっておりますが、これは提案説明では実施計画だというふうにお聞きしておりますけれども、昨日の早崎議員の一般質問の中で、開設の目標を二〇一七年、養老改元一三〇〇年までにというふうにおっしゃっていたんですけれども、このスマートインターチェンジの申請期限が今年度三月末までというふうに聞いておるんですけれども、それまでに申請まで持っていくとしたら、開設時期の目標、きのうお答えしていた二〇一七年ではなく、もう少し前倒しということは考えられないでしょうか。

もう一つが、教育費の学校管理費で、小学校管理事務と、あと中学校管理事務の費用で、それぞれ金額が上がっているんですけれども、これパソコンとその周辺機器の購入費用だというふうにお伺いしておるんですけれども、それぞれの価格と性能、あとそのパソコンの使用用途についてお教えください。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 岩永議員の御質問にお答えいたします。

今回上げさせていただきましたスマートインターの委託料でございますが、昨日の答弁でもございましたように、今後、事業を進めていく中で、最終的に地区協議会というところに審議を諮ることになります。その地区協議会の中では、実施計画書といたしまして、あらましではございますが、インターチェンジの実施計画をつくる必要がございます。

この実施計画の内容につきましては、連結予定施設等を含めまして、連結に必要なとする理由、計画交通量、供用予定時期、連結のための必要な工事に要する費用の概算額、管理運営形態、それから管理運営のために必要な経費の概算額、該当インターチェンジの設置により期待される整備効果、費用時を基準年次としたときの費用便益及び採算性、これらの内容についてまとめて、その地区協議会にかける仕様ということで、整備する必要がございますので、そのための作業というか、コンサルタント委託料として今回上げさせていただきます。

それから、今後の予定ですが、この地区協議会というのは、今のあくまでも予定ですが、十二月までに地区協議会を開きまして、そこで協議いただき、承認いただきましたら、年明けの一月に事業認可申請、連結許可申請を出すという予定で、三月までにその認可申請がおりないか、国から了解をもらえないかということで、今計画しております。

それで、三月までにその事業認可でございますので、先日も町長から御説明がありましたように、事業認可をもらいましてから四年から五年ぐらいの工事期間がかかるのではないかとということで、あくまでも期待ですけれども、一三〇〇年祭までに間に合わ

ないかということですが、内容的には工事の内容はそんなに大きな箇所ではやりませんが、アクセス道路の整備とか、それから一番大きいのは関連施設等の用地関係で、その辺が今の段階ではなかなか申し上げにくいんですけれど、用地関係のほうの補償というか、そういう期間がかかると思いますが、工事だけなら期間は短いですが、そのほかに期間がかかるような事業もございますので、今のところは目安でございますが、四、五年かかるのではないかとということで御返答とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 岩永議員さんの質問にお答えいたします。

使用の内容といたしましては、小・中学校教職員のノートパソコンが百九十台、あとプリンターが三十二台になります。価格に關しましては、五年のリースが終わりまりましたので、その再リース料になりますので、それぞれの価格というものは出ておりませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 十三ページの農林水産業費の林道整備費の中で、吉谷の修復ということで、その現状と、どのような形で修復するのかをお聞きします。

○議長（松永民夫君） 川地農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（川地豊己君） 吉田議員さんの御質問にお答えいたします。

今回、農林水産業の林業費、林道整備費で百二万三千円ほどの補正をお願いしておるわけでございますけれども、この林道維持

管理費につきましては、ことしの七月の大雨によりまして、沢田地内の吉谷林道でございしますが、その一部が崩落をいたしました。地元からの要望もございしますが、こういった中で現状復旧をしていくということでございます。

現状は、吉谷林道約二キロほどございますけれども、その三カ所において崩落がございます。延長にいたしますと、一カ所は二十メートル、もう一カ所は十メートル、もう一カ所は十五メートルでございますけれども、その崩落箇所大型土のうを積んで現状復旧していきたいということで、今回、修繕料といたしましては補正をお願いしたところでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十一時からとします。

（午前 十時四十六分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開します。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十七、議案第七十八号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今回、今熊谷簡水が上水に加入という長年の懸案状況が実現しまして、二十三年度末で終了ということは若干おくれたんですが、それはいいんですが、地元では大変喜んでおります。

我々も一〇〇%の加入ということで努力しましたが、一部自家用水、井戸水を利用してみえる方がるように思いますが、その辺の加入率といえますか、未加入の戸数、それからその方の今後の対応といえますか、衛生面で非常に問題があると聞いておりますので、一刻も早くきれいな水に入っていたきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 西脇水道課長、答弁。

○産業建設部水道課長（西脇和信君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

当初、今熊のほうから要望がありまして、全員加入ということでありましたが、残念ながら未加入は六軒、現在あります。その六軒に対しては、組合と各区長、一色、若宮、船見の区長さんの連名で、その未加入の方には入るように要望書を出しております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十八、議案第七十九号 平成二

十四年度養老町上水道事業会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十九、議案第八十号 平成二十

四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第二十、発議第二号 原子力発電

所再稼働に関して国のエネルギー政策の見直しを求める意見書に

ついてを議題とします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いたします。

○議会議務局書記（稲川諭実彦君） 原子力発電所再稼働に関して

国のエネルギー政策の見直しを求める意見書の朗読をいたします。

七月二十三日公表された政府の福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の最終報告は、設計基準を大きく超える事故に対して、原災マニュアルの予定していた対応がとれず、現地対策本部が機能しない状況であったことを指摘している。また、今回の事故の事実解明と検証が、最終的な結論にまで達していないとしている。

原発事故は、放出された放射性物質の拡散によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済活動を停滞させ、地域社会を崩壊させるなど、深刻な影響をもたらすという点で、極めて特異である。そのため、再稼働反対の世論は、全国各地で大きな広がりを見せており、原発に頼らないエネルギー・環境政策の「脱原発基本法」の制定を求める声もある。

福島事故の実態を踏まえると、美浜原発などから八十キロ圏内にあり、若狭湾からの季節風の通り道に位置する当町は、原発事故における甚大な被害が予想される。政府は、中央防災会議が決める防災計画に原子力災害対策として、地震・津波対策の抜本的強化などを掲げるものの、当町としては、町民の安心・安全を未来にわたり保障するため、新たな外部機関による科学的根拠に基づく基準を早期に策定した上で、慎重に判断することが重要であると考えている。

以上のことから、政府においては福島第一原子力発電所事故の徹底的な実態解明と、科学的根拠に基づく原子力発電所の安全基準を提示し、国民的理解が得られるよう原子力発電所の再稼働における安全性を確保することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成二十四年九月二十一日。岐阜県養老郡養老町議会議長 松

永民夫。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政）、内閣官房長官。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（松永民夫君） この意見書は、全議員からの発案ですので、提案説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、提案説明、質疑、討論を省略し、採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会日より編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会日より編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

議長 松永民夫

議員 田中敏弘

議員 皆川雅子

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続し調査・研究することに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成二十四年第三回養老町議会定例会を閉会いたします。
長時間、御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十一時十分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年九月二十一日